

入札説明書

【平成24年9月26日修正版】 【平成24年10月15日修正版】

中部地方整備局の平成24年度 302号鳴海共同溝工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成24年9月10日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局 足立 敏之
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成24年度 302号鳴海共同溝工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 愛知県名古屋市中区天白区島田～緑区大高町
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成28年2月26日まで
- (5) 使用する主要な資機材 セグメント 3,009リング コンクリート 約17,500m³、鉄筋22t
- (6) 設計条件等

技術提案に際し設計を実施する場合は、貸与図書の設計条件に基づき実施する。

その際の適用指針を以下に示す。

- ・ 道路設計要領（設計編）【平成20年 中部地方整備局】
 - ・ 土木工事共通仕様書【平成23年6月 中部地方整備局】
 - ・ 土木工事特記仕様書【平成23年6月 中部地方整備局】
 - ・ シールドトンネル設計・施工指針【平成21年2月 日本道路協会】
 - ・ 共同溝設計指針【昭和61年3月 日本道路協会】
 - ・ 道路橋示方書Ⅰ～Ⅴ【平成24年3月 日本道路協会】
 - ・ 道路土工 仮設構造物指針【平成11年3月 日本道路協会】
 - ・ トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説【2006年7月 土木学会】
 - ・ シールド工用標準セグメント【2001年7月 日本下水道協会】
 - ・ コンクリート標準示方書 設計編・施工編・規準編【2007年 土木学会】
 - ・ シールド工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針・同解説【平成7年10月 日本トンネル技術協会】
- (7) 本工事は、特定建設工事共同企業体の資格の認定を受けている者（特定JV）と、一般競争参加資格の認定を受けている者（単体企業）が競争参加することができる、いわゆる「混合入札」の方法によるものである。
 - (8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - (9) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（高度技術提案型（Ⅲ型））の試行工事である。
 - (10) 本工事は、入札に先立ち、技術提案を行った者に対し、その審査において発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案についての改善を求め、改善の提案を受け付けることができる工事である。
 - (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
 - (12) 本工事は、発注者が、応札者の歩掛見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて歩掛見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた歩掛見積書を予定価格に反映させる試行工事である。競争参加資格確認資料等の提出時に、積算に必要な直接工事費の内訳を記載した歩掛見積書（以下、「歩掛見積書」という。）を提出する

ものとする。なお、詳細については 28. (6) による。

(13) 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

(14) 本工事は、「土木工事品質確認技術者制度」適用工事であり、土木工事品質確認技術者を選択することができる（低入札価格調査制度の調査対象工事は除く）。ただし、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を申請し承認を得た場合は、「土木工事品質確認技術者」制度は選択できない。

なお、上記取り組み内容の詳細については、

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「建設関係情報」－「建設技術に関するページ」－「ISO9001 活用工事と品質確認技術者制度について」に記載されているとおりである。

(15) 本工事は、中部地方整備局における公共工事の品質確保への取り組みを一層促進、並びに現下の諸課題等への対応方策を検討するため、入札公告及び説明書に記載する一般競争の拡大、不良不適格業者の排除及びダンピング対策に係る各取り組み内容について試行する工事である。

なお、上記取り組み内容の詳細については、

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「建設関係情報」－「公共工事の品質確保に関するページ」－「品質確保への取り組み」－「中部地整の新たな入札手続きの取り組み」に記載されているとおりである。

(16) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugi_jutsu/soukakeiyaku/index.htm 参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

(17) その他

① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号

名古屋合同庁舎第二号館

電話 052-953-8138（直通）

・受付時間：10 時～16 時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

② 電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

4. 競争参加資格

次の (1) から (11) に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 24 年 9 月 10 日付け 中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下、「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は次の (1) から (11) までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体のすべての構成員が平成9年度以降に元請けとして次の(ア)から(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、(ア)から(ウ)は同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限る））。

經常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成9年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

(ア) 密閉型シールド工法（推進工法除く。）の工事。

(イ) 施工延長が2,600m以上の密閉型シールド工法（推進工法は除く。）の工事。

(ウ) 仕上り内径が4.0m以上の密閉型シールド工法（推進工法は除く。）の工事。

- (6) 下記9.(2)(イ)に示す評価項目に対し提出された技術提案（以下「技術提案書」という。）の提案内容のそれぞれが発注者の設定している標準案（別添資料1-1、2-1参照）と同等以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者

- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

- ・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

② 1人の者が上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

また、特定建設工事共同企業体にあつては、各構成員の主任技術者又は監理技術者が上記(5)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。經常建設共同企業体にあつては、一人で(7)①の基準を満たし、上記(5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の(7)①の基準を満たす技術者を配置できること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(7)①の基準を満たし、上記(5)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 当該工事を受注した場合において、専任で配置する技術者について、配置予定技術者が直接的かつ

恒常的な雇用関係が資料提出日以前に3ヶ月以上あること。

- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ⑤ 配置予定技術者の専任期間は契約工期を基本とするが、他工事に従事している場合においては、平成25年4月1日までに、当該工事に専任で配置出来ることが確認できるものであること。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、特定建設共同企業体の構成員の一部が指名停止処置を受けた場合については、次により新たに競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとする。

- ① 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができる。
 - ② ①にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができる。
 - ③ ①及び②までの申請期限は、別表1.22のとおり
- (9) 3. (1)に示した工事に係る以下に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- ・平成15年度 302号鳴海1・2共同溝細設計業務：(株)近代設計
- ・平成18年度 302号東南部共同溝詳細設計業務：(株)近代設計
- ・平成20年度 愛知共同溝詳細設計業務：日本シビックコンサルタント(株)
- ・平成21年度 愛知共同溝施工検討業務：日本シビックコンサルタント(株)
- ・平成23年度 鳴海島田共同溝施工資料作成業務：日本シビックコンサルタント(株)

また、上記の「3.(1)に示した工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

愛知県道事務所及び中部地方整備局に係る以下の業務

- ・平成24年度 愛知県道積算技術業務：中部建設・ティーネット設計共同体
- ・平成24年度 愛知県道工事監督支援業務：中部建設・メイホーエンジニアリング設計共同体
- ・平成24年度 愛知県道事業計画業務：(社)中部建設協会
- ・平成24年度 愛知県道工事技術資料作成業務：中央コンサルタンツ(株)
- ・平成24年度 総合評価技術審査業務：(社)中部建設協会

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発

注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号（名古屋合同庁舎第2号館）
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138（直通）

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受けていない者も、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出することができる。この場合において4.(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。（会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者においても同じ）。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受けなければならない。

また、4.(2)及び(3)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4.(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4.(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間： 別表1.①のとおり
- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「資料」（表紙1及び別記様式2、3）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（表紙2及び別記様式4、5、6、7、8、9）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等すること。

郵送等で提出する場合には、必要書類の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

1. 郵送等する旨の表示

2. 郵送等する書類の目録
3. 郵送等する書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の送付先は 6. に同じ。

③ ファイル形式：

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007以下
 - ・Microsoft Word 2002以下
 - ・Microsoft Excel 2002以下
 - ・その他のアプリケーション PDFファイル Acrobat 6以下
 - 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式
 - 圧縮ファイル LZH形式のみ
- ※ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

紙入札方式による提出の場合：

- ① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
- ② 受付場所：持参する場合の受付場所及び郵送等の送付先は 6. に同じ

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 4. (5) の同種工事の施工実績及び 4. (7) の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別記様式2）、「配置予定技術者の資格・工事経験」（別記様式3）に記載する工事は、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。また、「配置予定技術者の資格・工事経験」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事实績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。

評定点が65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

① 施工実績（別記様式2）

4. (5) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員の4. (5) に掲げる実績を記載し、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員の4. (5) に掲げる実績を記載すること。

② 配置予定の技術者（別記様式3）

(ア) 4. (7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員の何れかから専任で配置する、4. (7) ①の基準を満たし4. (5) に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4. (7) ①の基準を満たした技術者を記載すること。

特定建設工事共同企業体にあつては、各構成員から配置する4. (7) ①の基準を満たし4. (5) に掲げる同種工事の実績を有した技術者を記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人（最大3名を限度・特定建設工事共同企業体及び経常

建設共同企業体にあつては各構成員に対し最大3名を限度)の候補技術者を記載することもできる。なお、配置予定技術者として4名以上の記載があつた場合は、配置予定技術者として認められた者のうち、実績等が下位3名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

(イ) 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由:技術者の重複により)を行うこと。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由(死亡、退職、病休等)により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、申請書の取下げは書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更(20.で後述)できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事、②の配置予定技術者の経験、においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。また、①の同種工事、②の配置予定技術者の経験においては、「工事实績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び「工事实績情報システム(CORINS)」にて工事内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事等の工事实績及び技術者の従事実績)が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 技術提案書の提出(表紙2及び別記様式4, 5, 6, 7, 8, 9)

- ・ 下記9.(2)(イ)に示す評価項目に対し、標準案(別添資料1、別添資料2)と異なる提案内容により施工する場合は、その施工方法等(以下「技術提案」という)の技術的事項に関する提案及び実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について技術提案書(1)及び(2)(別記様式4, 5)に記載し提出すること。
- ・ 技術提案による施工を行わず標準案により施工しようとする場合は、技術提案書(3)及び(4)(別記様式6, 7)を提出すること。なお、提出された技術提案書(3)及び(4)(別記様式6, 7)の内容については、標準案に対する妥当性を検証するものであり、不適正と判断する場合もある。
- ・ 技術提案による全体工程表(別記様式8)を提出すること。

⑤ 見積書の提出(別記様式9)

7.(5)により作成した見積書を提出すること。なお、見積書を提出しない場合は、入札に参加できないので留意すること。

- ・ 様式は電子入札システムにより交付する。
電子入札システムにより提出する場合は、交付した様式の内容を変更せずMicrosoft Excel 2002以下で提出すること。
電子入札システムによる提出の場合で技術提案書等の合計ファイルが3MBを越えるため郵送等により提出する場合及び紙入札方式により提出する場合は、交付した様式の内容を変更せずMicrosoft Excel 2002以下で作成し、電子媒体(CD-ROM等)に記録したものを添付すること。

⑥ 技術提案書に記載する配慮事項の内容の評価結果が認められることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

⑦ 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利

を有するものはこの限りではない。

(5) 技術提案に対応した見積書の作成

見積書の作成にあたっては、発注者が求める技術提案に関する部分において、技術提案に対応した見積書を作成し提出すること。見積書は工種、種別、細別に相当する項目に対応するものとし、単位、数量、単価、金額を少なくとも表示し、可能な限り規格まで記入すること。見積書の作成は別紙-1に示す工種について作成するものとし、工種、種別、細別の体系は、新土木積算体系の解説（国土技術政策総合研究所のホームページ <http://www.nilim.go.jp/>「技術情報-工事関連の様式集」からダウンロード可能）に準じること。様式は別記様式9（電子入札システムで交付）とする。見積書は予定価格の算出するための参考として提出を求めるものである。また、技術対話後、見積書を再提出するものとする。

競争参加資格確認通知後、単価の変動について見積書の確認のため再提出を求めることがある。その際、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

見積対象工種：別紙-1の見積欄（ア）に示した工種とする。

見積書提出期限：別表1. ①のとおり

(6) 入札及び契約

入札参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札するものとし、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、別紙-1の見積欄の（ア）に示す見積対象工種において、技術提案と併せて提出された数量や必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別な理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

(7) 申請書、資料、技術提案書及び見積書の作成説明会

申請書、資料、技術提案書及び見積書の作成説明会については、原則として実施しない。

(8) 技術提案書及び見積書のヒアリング（技術対話）

技術提案書及び見積書の審査を次の要領で行う。

①実施期間：別表1. ⑬のとおり

②場 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館を含む近辺

③そ の 他：・企業別の審査の日時及び場所は追って通知する。出席者は、資料の内容を説明できる者とし、出席人数は3名までとする。

・技術提案書及び見積書の審査の結果、技術提案書及び見積書の再提出（改善された技術提案）をするものとする。（電子入札システムによる再提出はできないため、この場合は持参又は郵送により提出するものとする。）なお、再提出する技術提案書については、大幅な変更は認めないものとする。

再提出期限：別表1. ⑭のとおり

・技術提案書の審査において、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する。

(9) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料（別記様式11）の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると思われる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

① 日 時：別表1. ⑯のとおり

② 場 所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 道路部 道路工事課
電話 052-953-8174（直通）

③ 資料の提出：入札参加者のうち、申込みに係る価格が各者の高度技術型提案に基づき想定される調査基準価格（19.（2）に基づき算出した価格、以下「想定調査基準価格」という。）に満たない者については、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

また、想定調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙のとおりとし、その提出は、別表1. ⑰に示す期日までに行うものとするが、別紙の追

加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

なお、想定調査基準価格に満たない者に対しては、下記 11. (4)の開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記 11. (4)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（様式は自由）にて提出するものとする。

- ・提出期限： 別表 1.⑧のとおり
- ・提出場所： 6. に同じ
- ・提出方法： 原則として持参とする。（場合によっては、郵送又は電送による提出も可）

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

- ④ その他： 施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は配置予定技術者のうちの 1 名とする。配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、別記様式 3 ヒアリング対象者区分欄へ対象者となる配置予定技術者（1 名）を区分して明記すること。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。審査方法の概要は別紙のとおり。

(10) 技術提案書に対する審査等

技術提案書に対する審査及び評価は、中部地方整備局技術審査会において行うものとするが、VE 評価は実施しない。また、評価の基準日は別表 1.⑨に示す基準日にて評価するものとする。

なお、審査（提案の適否）及び評価（総合評価加算点）の内容は下記のとおりとする。

下記 9. (2)(イ)に示す評価項目において、実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について審査及び評価する。

- (11) 競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。また、競争参加資格の審査において、技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。

- (12) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については別表 1.⑩に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(13) その他

- ① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された技術提案書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 技術提案書等に関する問い合わせ先
(1)、(2)及び(12)に関して・・・ 6. に同じ。
(4)から(11)及び(13)に関しては次による。

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 道路工事課
電話 052-953-8174

- ⑥ 入札参加希望者は、技術提案書作成にあたって下記に示す関連資料の貸与を受けることが出来る。
・貸与関連資料

上記 3. (1) に示す工事に係る詳細設計業務における成果品 1 式

その他関連資料

- ・貸与期間：別表 1. ⑮のとおり
- ・貸与申込方法：貸与を希望する者は、書面（書式自由）を申込先へ持参、郵送又は電送により送信することにより申し込むものとする。ただし、電送の場合は着信確認をすること。
- ・申込期間：別表 1. ⑯のとおり
- ・申込先：中部地方整備局 愛知国道事務所 工務課
電話 052-761-1195（直通） ファクシミリ 052-761-5895
メールアドレス koumu95@cbr.mlit.go.jp
- ・その他：関連資料の貸与方法等については追って通知する。

8. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案を認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限： 別表 1. ⑩のとおり
 - ② 提出場所： 6. に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。ただし、技術提案のみが認められなかった者については、電子入札システムによる提出ができないため、持参又は郵送等により提出すること。
紙入札方式の場合は、競争参加資格、技術提案のいずれにおいても持参又は郵送等とする。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表 1. ⑫に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

9. 総合評価落札方式(高度技術提案型(Ⅲ型))に関する事項

- (1) 総合評価落札方式(高度技術提案型(Ⅲ型))の仕組み
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
 - ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を付与する。
 - ② 4. (6)の技術提案により最大 50 点の加算点を与える。
 - ③ 9. (2)の評価項目について、9. (3)①の表で定めるところにより施工体制評価点を最大 30 点与える。
 - ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
なお、入札価格（VE 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減額が 9. (3)①の資料において明らかにされたときは、コスト縮減金額として中部地方整備局長が認めた金額を当該入札価格に加えた価格）が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については 75%、共通仮設費については 70%、現場管理費については 70%、一般管理費については 30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。また、施工体制評価点が低いものは、別紙（施工体制確認型総合評価落札方式について）3(4)に基づき、加算点の付与を行う。
また、「高度技術提案型(Ⅲ型)」では、発注者が求める技術提案に対して提案者から提出された技術提案のうち、発注者が評価した提案部分について、提案者から提出された見積額の妥当性を審査したうえで、予定価格を作成する。
なお、予定価格算出時には、構造変更に伴い発生する設計費用は計上しない。
- (2) 評価項目
各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
 - (ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

(イ) 性能等の評価に関する事項

(i) 工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

- ・「共同溝施設（シールドトンネル部及び立坑接続部）の漏水に関する品質向上対策」について

(ii) 社会的要請（環境の維持）の技術提案に関する事項

- ・「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」について

標準案に基づく入札参加者に対しては、加算点は与えない。

(3) 入札の評価に関する基準及び得点配分

① 施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	／15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	／15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	

② 工事目的物の性能・機能（耐久性）「共同溝施設（シールドトンネル部及び立坑接続部）の漏水に関する品質向上対策」の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「共同溝施設（シールドトンネル部及び立坑接続部）の漏水に関する品質向上対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点 (下記より点数を付与)
「共同溝施設（シールドトンネル部及び立坑接続部）の漏水に関する品質向上対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、下表評価基準に示す「共同溝施設（シールドトンネル部及び立坑接続部）の漏水に関する品質向上対策」に繋がる工夫のポイントが記述されかつその工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。	最高点30点を限度とする。
評価項目設定理由	<p>本工事は、国道302号東南部において共同溝（密閉型シールド工法）を構築する工事である。</p> <p>本シールドトンネルは、地下30mでの施工であり地下水圧が高いため、急勾配部や曲線区間の漏水及びシールドトンネルと既設立坑の異なる構造の接続部での漏水対策が重要な課題である。</p> <p>このため、本技術提案では、上記趣旨に着目した「共同溝施設（シールドトンネル部及び立坑接続部）の漏水に関する品質向上対策」について提案を求めている。</p>	

評価基準

評価項目	評価基準		加算点 (下記より点数を付与)	
「共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策」	1) シールドトンネル部の漏水についての工夫・提案	上記評価項目設定理由を踏まえ、シールドトンネル部の漏水対策について、構造・材料・施工方法・施工管理に対する工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。 なお、提案数は最大4提案とする。	最高点20点を限度とする。	30点
	2) 立坑接続部の漏水についての工夫・提案	上記評価項目設定理由を踏まえ、立坑接続部の漏水対策について、構造、材料、施工方法と併せて将来の漏水補修に配慮した工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。 なお、提案数は最大2提案とする。	最高点10点を限度とする。	

③社会的要請(環境の維持)「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。		
評価項目	評価基準		加算点 (下記より点数を付与)
「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、下表評価基準に示す「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」に繋がる工夫のポイントが記述されかつその工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。		最高点20点を限度とする。
評価項目設定理由	<p>本工事では地下鉄桜通線(φ6.9m)の直下を離隔約6mの至近距離で交差する。先行して供用している地下鉄に影響を及ぼすことは社会的影響が大きいことから、シールドトンネル施工時に周辺地山の状況を把握し、地下鉄桜通線への影響を最小限とすることが重要な課題となる。</p> <p>このため、本技術提案では、上記趣旨に着目した「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」について提案を求めるものである。</p>		

評価基準

評価項目	評価基準		加算点 (下記より点数を付与)
「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」	1) 施工時の地下鉄桜通線への近接施工に伴う影響低減に関する工夫・提案	上記評価項目設定理由を踏まえ、地下鉄桜通線施工による地盤のゆるみの事前調査や評価手法及び近接施工に伴う施工方法・施工管理に対する工夫ポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。 なお、提案数は最大5提案とする。	最高点20点を限度とする

※1：記載に関する事項

- (ア) 評価項目に対する提案数は記載のとおりとし、1つの提案項目に複数の提案があった場合でも1提案として扱う。
- (イ) 技術提案書（別記様式4、別記様式5）②③各々A4サイズ片面10枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。また、「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
- (ウ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。
 - (i) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書（別記様式4、別記様式5）を含め②③各々片面20枚以内とすること。

ただし、技術提案の内容により構造計算が必要な場合は、別途構造計算書を電子媒体（CD-ROM等）添付し、構造計算書は上記枚数には含めないこととする。
 - (ii) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しを添付する必要はない。

※2：技術提案内容の評価に関する事項

- (ア) 技術提案においては、別添資料1-1、別添資料2-1に示す前提条件に基づき提案すること。
 - (イ) 提案内容が、②③各々評価項目に対し提案を超過した場合については、提案内容の記載順に評価するものとする。又、※1（イ）に示す規定枚数を超過した場合については、②③各々資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。なお、超過した以降の内容は評価しない。
 - (ウ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価する。
 - (エ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に示す課題を根本的に解決する内容である場合は、上記より更に高く評価する。
 - (オ) 提案内容が重複しており、かつその効果が重複する2つ目以降の提案については、1つ目の評価より低く評価する。
 - (カ) 通常、一般的に実施されていると判断される提案、効果が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しない。
 - (キ) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。
 - (ク) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。
 - (ケ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、提案として認めないものとする。
 - (i) 提案内容が前提条件の変更となるもの。
 - (ii) 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
 - (iii) 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められるもの。
 - (サ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、減点するものとする。
 - (i) 技術提案書における規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (ii) 技術提案書及び参考資料の合計枚数が規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (iii) 提案数が最大提案数を超える場合は、5点を減点する。
 - (iv) 認められない提案のうち評価項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、5点を減点する。
- (4) 落札者の決定
- ① 入札参加者は、価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+施工体制評価点+加算点) / (入札価格)}）を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - (イ) 提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。
 - (ウ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100点を下限値とする。なお、評価点数の合計が100点に満たない場合であっても100点を下限値とする。

加算点数は、小数点第5位以下切り捨て。評価値は、小数点第5位以下切り捨てとする。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(5) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案書の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、工事成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(6) 総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

- ① 入札参加者は、7.(12)に掲げる競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知される技術提案の採否等の通知について、中部地方整備局企画部技術開発調整官（以下「技術開発調整官」という。）に対し、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日以内（休日並びに年末・年始休暇期間（平成24年12月29日から平成25年1月6日まで）を含まない。）に、様式（様式ア）に必要事項を記載の上、メール又はFAXにより問い合わせをすることができる。なおその際の連絡先は、競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知することとする。
- ② 技術開発調整官は、①の問い合わせがあった場合には、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して8日以内（休日並びに年末・年始休暇期間を含まない。）に当該問い合わせをした者に対し、メール又はFAXにより説明する。
- ③ 入札参加者は、①の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に、技術開発調整官に対し、様式（様式イ）に必要事項を記載の上、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、①の連絡先と同じとする。なお、①の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。

10. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 受領期間： 別表1.②のとおり

持参する場合は、別表1.②に示す上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

- ② 提出場所： 6.に同じ。

- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。持参の場合の提出場所は、6.に同じ。

電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。紙入札者に対しては電子メールで回答する。

- ① 期間： 別表1.③のとおり

- ② 場所： 6.に同じ。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1.④のとおり。
- (2) 持参による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ持参すること。
- (3) 郵送等による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ期間内に必着するよう送付すること。
- (4) 開札は、中部地方整備局 総務部 契約課にて別表1.⑤に示す日時において行う。
- (5) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。
- (4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
 - ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
 - ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
 - ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1)① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中部地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険にかかる保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。なお、利付国債の提供の場合は担い保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きすること。

イ) 提出期間：別表1.⑯のとおり

ロ) 提出場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138（直通） 内線 2526

ハ) 増額変更：認めない。

- ニ) 減額変更：認めない。
- ホ) 提出方法：書類の提出は、持参又は郵送等する。
- ヘ) 保証期間：別表 1. ⑧に示す期間まで
- ト) 入札保証金の不備：入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第 6 条第 9 号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。
- チ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

別表

1. 未納付であると認められる場合 (未納付であると同視できる場合を含む。)	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式が満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中部地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

14. 工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式 1 0）を電子入札システムにより提出を求める。また、工事施工内容確認資料（別記様式 1 1）については、下記のとおり提出を求める。

1) 工事費内訳書

① 電子入札方式の場合

- (ア) 提出方法：工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案内容が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

- (イ) 郵送等について：工事費内訳書のファイル容量が 1 MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送等（締切日時必着）で提出すること。郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- 1) 郵送等する旨の表示
- 2) 郵送等する書類の目録
- 3) 郵送等する書類のページ数
- 4) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の提出先は 6. に同じ。

(ウ) ファイル形式: 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、7. (1)③と同じ形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

2) 工事施工内容確認資料

(ア) 提出方法: 工事施工内容確認資料を電送または電子メールにて、下記(イ)の提出先まで別表1④の入札書受付期間内に提出する。なお、電送で提出する場合は必ず(イ)へ着信確認を行うこと。また、工事費内訳書を14.(1)1)①(イ)又は②により提出する場合は、工事費内訳書と同じ封筒に入れて提出すること。

(イ) 提出先 : 〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

中部地方整備局 道路部 道路工事課

電話 052-953-8174 (直通) fax 052-953-9218

メールアドレス dourokou@cbr.mlit.go.jp

- (2) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めらるるものであり、開札時まで、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、別冊中部地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、加算点についても零点とする場合がある。
- (3) 提出された工事費内訳書及び工事施工内容確認資料は返却しないものとする。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要)を行った工事費内訳書を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等(これらの補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合

	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

15. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したのものとして取り扱われること。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16. 入札の無効等

- (1) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む。）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて 4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 設計検討を伴う技術提案リスク分担

本工事を施工するにあたっての設計検討を伴う技術提案に対するリスク（「発注後に顕在化することにより工事費増加及び工期延期を招く様々な不確定要因」、以下「リスク」という）は、原則として受注者が担う事とする。なお、発注者、受注者それぞれが担うリスクについてはリスク分担表（別紙-2）に示すとおりとする。

18. 契約変更の取り扱い

本工事の契約変更の取り扱いについては、下記及び設計検討を伴う技術提案リスク分担表（別紙-2）による。ただし、リスク分担表に示す受注者が負担する範囲においては、請負代金額及び工期の変更は行わないものとする。

- ① 総合評価に係る提案内容に基づき設計図書の変更を行う。ただし、請負代金額及び工期の変更は行わないものとする。
- ② 発注者が行う関係機関等の協議により条件変更が生じた場合は契約変更の対象とする。
- ③ 工事請負契約書第18条第1項により条件変更が生じた場合は契約変更の対象とする。なお、工事請負契約書第18条第1項四における「一致しない」とは設計図書及び交付する図面等に示された工事現場の形状、施工上の制約等自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合とする。

19. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 9. (4) により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、21. (1) に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次 (①～④) に掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.0 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.0 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.0 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.0 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

- (3) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、支出負担行為担当官に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面 (様式は自由) により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日以内 (休日を除く。)
- ② 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参又は郵送等すること。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。
- ③ 回答方法： ①の提出期限の翌日から起算して 5 日 (休日を除く。) 以内に、電子入札システムにより回答する。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

20. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- ③ 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- ④ 上記③において途中交代を認める際の現場対応。
 - ・ 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ・ 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を 7 日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ・ 工事期間内においては、1 年間に 2 回程度を超えない範囲で認めるものとする。

21. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合 (直接工事費については 75%、共通仮設費については 70%、現場管理費については 70%、一般管理費については 30%のいずれかに該当) を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

(特別重点調査の詳細については、中部地方整備局ホームページ : <http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「低入札価格調査情報」を参照すること。)

また、施工体制確認型において、ヒアリングで求める追加資料に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、4.(7)に定める要件と同一の要件(4.(7)②に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査実施要領(案)」に基づき、品質検査員が現場において日々確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の対象とする試行工事である。

(施工プロセスを通じた検査の詳細については、中部地整ホームページ [<http://www.cbr.mlit.go.jp/>] 「企業と自治体」 - 「建設関係情報」 - 「建設技術に関するページ」を参照。)

- (4) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用し、前払金を2割以下とし、中間前払いを行わないこととする、試行工事である。

- (5) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査(低入札価格調査)を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

22. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

23. 支払条件

前金払	平成24年度	平成24・25年度出来高予定額の40%、ただし、平成24年度支払限度額の範囲内			
	平成25年度	平成24・25年度出来高予定額の40%から、平成24年度支払済額を差し引いた額			
	平成26年度	平成26年度出来高予定額の40%以内			
	平成27年度	平成27年度出来高予定額の40%以内			
中間前金払 及び 部分払	次の区分に従って選択することができる。				
	選択区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	中間前金払を選択した場合	なし	中間前金払部分払1回	中間前金払部分払1回	中間前金払
	部分払を選択した場合	なし	部分払3回	部分払3回	部分払2回

24. 火災保険付保の要否 : 否

25. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

26. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

27. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

28. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 契約後VEの提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7. (10)に記載する評価項目に関する内容は対象としない。

(6) 歩掛見積書の提出

① 歩掛見積書の提出

本工事の積算に必要な歩掛見積書を提出する場合は、次に従い、書面（別記様式12）により提出すること。また、作成にあたっては、7. (1)についても留意すること。

- (ア) 提出期間：7. (1)①に同じ。
- (イ) 提出場所：6. に同じ。
- (ウ) 提出方法：7. (1)②に同じ。

ただし、添付するフィールドはいずれでもよい。

② 歩掛見積書作成に関する質問

本工事の積算に必要な歩掛見積書作成に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- (ア) 提出期間：別表1. ⑱のとおり。
- (イ) 提出場所：6. に同じ。
- (ウ) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。

③ (2)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより質問した者については、電子入札システムにより回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

- (ア) 期間：別表1. ⑳のとおり。
- (イ) 場所：6. に同じ。

④ 歩掛見積書確認のためのヒアリングの実施

提出された歩掛見積書に関して、その妥当性を確認するため、原則として以下によりヒアリングを実施するが、提出された歩掛見積書により十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

- (ア) 期間：別表1. 21のとおり。

(イ) 場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 道路部 道路工事課

(ウ) 実施方法：

- ・企業別のヒアリングの日時は追って通知する。
- ・ヒアリング時には、提出された歩掛見積書の根拠を説明できる資料を持参すること。
- ・出席者は資料の内容を説明できる者とし、出席人数は4名までとする。
- ・ヒアリング時に歩掛見積書の再提出を依頼された場合、速やかに提出すること。

⑤ 歩掛見積書作成方法の留意点

上記①で提出する各歩掛及び日当たり施工量の設定は、標準案に基づくものとする。標準案は設計図書（数量総括表・追加特記仕様書・設計図面）及び見積参考資料に示す。

詳細の歩掛見積書作成にあたっては、別記様式 1 2 及び別添資料 3 に示す下段の注) に留意し作成すること。

歩掛見積書に記載する歩掛は、直接工事費を対象としている。このため下請予定者等の見積りをそのまま添付するのではなく間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）と区別し直接工事費のみ計上すること。

これらについて提出後、細部の見積りを依頼した場合は速やかな提出をすること。

⑥ 歩掛見積書と工事費内訳書の金額が同額でない場合

当該見積書に記載する歩掛は、入札時に提出する工事費内訳書に記載する金額を拘束するものではない。

⑦ 採用歩掛の公表（別紙-1の(イ)）

採用する歩掛は、電子入札システムにおいて参加資格「有」とした者に対して別表 1. ⑩に示す期日までにダウンロードシステムにより公表するので必ず確認すること。ダウンロードせずに行った入札は無効とする。紙入札者に対しては電子メールで公表する。なお、入札時に記載する工事費内訳書に記載する金額は、当該見積書に記載する金額とできるだけ同一にするものとするが、公表された採用歩掛を変更した場合においても、入札無効とすることはない。

(7) ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望(受注者が共同企業体である場合は、すべての構成員が認証取得者であること。)するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から14日以内にISO9001 認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

① ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001 の審査に係る次の書類

(イ) 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し。

(ロ) (イ)の審査に係る合否判定結果の写し

③ 本工事を担当する内部組織がISO9001 認証を取得している場合にあつては、その旨を示す書類

④ ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事(土木工事(港湾空港関係を除く。))に限る。)を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事(土木工事(港湾空港関係を除く。))に限る。)の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないとして認めたときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(8) 電子入札システムは休日を除く、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを

得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (9) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。
「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センター Tel 03-3505-0514

電子入札施設管理ホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6.、上記 7. (10)⑤へ連絡すること。

- (11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	技術提案書等及び見積書等の提出期間	平成24年9月11日から平成24年10月19日までの休日を除く毎日、10時～16時まで
②	入札説明書に対する質問の受領期間	平成24年9月11日から平成25年1月25日まで
③	上記②に対する回答閲覧期間	平成25年1月31日から平成25年2月5日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成25年2月4日10時00分から平成25年2月5日12時00分まで (休日除く。)
⑤	開札日時	平成25年2月7日10時00分
⑥	施工体制確認のためのヒアリング期間	平成25年2月8日から平成25年2月13日まで 【追加資料の提出を求める場合】 平成25年2月20日
⑦	施工体制確認のための追加資料提出の期限日	平成25年2月19日 16時まで
⑧	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の提出期限日	平成25年2月13日 16時まで
⑨	競争参加資格の審査及び評価の基準日	平成24年10月19日時点
⑩	競争参加資格の有無の結果の通知日	平成24年12月27日まで
⑪	競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限日	平成25年1月15日 16時まで
⑫	上記⑪に対する回答期限日	平成25年1月21日まで
⑬	技術提案書及び見積書のヒアリング日時	平成24年11月12日から平成24年11月13日まで
⑭	技術提案書及び見積書の再提出期限	平成24年11月30日 16時まで
⑮	本工事に係る関連資料の貸与可能期間	平成24年9月11日から平成24年10月18日までの休日を除く毎日、10時～16時まで
⑯	上記⑮の貸与を希望する場合の申込期間	平成24年9月11日から平成24年10月17日まで 持参の場合：上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで
⑰	入札保証金の納付等に係る書類提出期間	平成24年12月28日から平成25年2月5日までの休日を除く毎日、10時～16時まで 〔利付国債の提供の場合は平成25年1月24日まで〕
⑱	入札保証金にかかる保証期間	平成25年3月8日まで
⑲	見積書に対する質問の受領期間	平成24年9月11日から平成24年10月9日まで 持参の場合：上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで
⑳	上記⑲に対する回答閲覧期間	平成24年10月15日から平成24年10月19日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
㉑	歩掛見積書確認のためのヒアリング期間	平成24年11月12日から平成24年11月13日まで (予定)
㉒	特定建設工事共同企業体の一部が指名停止を受けた場合の申請期限	平成25年2月6日 12時まで

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 想定調査基準価格

想定調査基準価格は、入札者の申込みに係る価格が各者の高度技術提案に基づき想定される調査基準価格であり、入札説明書 19. (2)に基づき算定した価格とする。

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が1の想定調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1の想定調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・ 下請予定業者等一覧表 (様式4)
- ・ 配置予定技術者名簿 (様式5)
- ・ 資材購入予定先一覧 (様式8-2)
- ・ 機械リース元一覧 (様式9-2)
- ・ 労務者の確保計画 (様式10-1)
- ・ 工種別労務者配置計画 (様式10-2)
- ・ 建設副産物の搬出地 (様式11)
- ・ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式12)
- ・ 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式13-1)
- ・ 品質確保体制 (品質管理計画書) (様式13-2)
- ・ 品質確保体制 (出来形管理計画書) (様式13-3)
- ・ 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等) (様式14-1)
- ・ 安全衛生管理体制 (点検計画 (様式14-2)
- ・ 施工体制台帳 (様式16)

(2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・ コスト縮減額算定調書① (様式2-1)
- ・ コスト縮減額算定調書② (様式2-2)
- ・ VE提案等によるコスト縮減額調書 (様式3)

(3) 上記(1)、(2)の様式は、国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/hearing/index.htm>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「ヒアリングのための追加資料」よりダウンロードすること。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書 (施工計画等)、入札説明書 7. (9)の施工体制確認のためのヒアリング、上記2(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、入札説明書 7. (9)③に示す「追加資料の提出を行わない旨の意向に係る資料」の提出を行わず、2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものととしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の想定調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の想定調査基準価格を満たさないときは、工物品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。(3)において同じ。)に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11, 12）
 - ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1, 14-2）
 - ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1, 13-2, 13-3）
- (3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の想定調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の想定調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式4, 16）
 - ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8-2, 9-2, 10-1, 10-2）
 - ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式5）
- (4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書9.(2)(イ)の加算点に上記(2)、(3)の満点に対する評価結果により得られる加算点の割合を乗じ、小数点第5位を切り捨てた数値をそれぞれの加算点とする。

別紙—1

技術提案・見積書対象範囲一覧表

項目	項目に含まれる工種	技術提案	構造緒元の根拠	見積書	備考
共同溝（シールド）		—	—	—	
シールド工		—	—	—	
一次覆工工	シールド機本体	○	○	(ア)	注3)
	セグメント	○	○	(ア)	注3)
	セグメントシールド工	○	○	(ア)	注3)
	覆工セグメント	○	—	(ア)	
	機械器具損料	○	○	(ア)	注3)
	発生土処理	○	—	(ア)	
	裏込材	○	○	(ア)	注3)
	添加材	○	—	(ア)	
	ボルトボックス充填工	○	—	(ア)	
	立坑接合処理工	○	○	(ア)	注3)
仮設備工	発進坑口工	○	○	(ア)	注3)
	到達坑口工	○	○	(ア)	注3)
	作業床工	○	—	(ア)	
	シールド機発進受台工	○	—	(ア)	
	シールド機解体残置工	○	—	(ア)	
	シールド機仮発進工	○	—	(ア)	
	後続台車設備工	○	—	(ア)	
	鏡切り工	○	—	(ア)	
	軌条設備工	○	—	(ア)	
坑内整備工	配管設備工	○	—	(ア)	
	換気設備工	○	—	(ア)	
	通信配線設備工	○	—	(ア)	
	照明設備工	○	—	(ア)	
土砂搬送設備工	連続ベルトコンベア設備工	○	—	(ア)	
立坑設備工	立坑仮設階段工	○	—	(ア)	
坑外設備工	裏込注入設備工	○	—	(ア)	
	添加材注入設備工	○	—	(ア)	
	濁水処理設備工	○	—	(ア)	
電力設備工	電力設備工	○	—	(ア)	
水替工	水替工	○	—	(ア)	
内部構築工	一次インバート工	—	—	(イ)	
	二次インバート工	—	—	(イ)	
	P C板仮固定金具	—	—	—	
	内部構築工	—	—	(ア)	
	P C版設置工	—	—	(イ)	
	作業床工	—	—	(イ)	
	クレーン設備工	—	—	(イ)	
	機械器具損料	—	—	(イ)	
道路土工		—	—	—	
残土処理工	土砂運搬①	—	—	—	
	土砂運搬②	—	—	—	
換気シャフト工		—	—	—	

作業土工	床掘り	—	—	—	
	埋戻し	—	—	—	
現場打躯体工	基礎材	—	—	—	
	均しコンクリート	—	—	—	
	均しコンクリート	—	—	—	
	コンクリート	—	—	—	
	鉄筋	—	—	—	
	鉄筋	—	—	—	
	型枠（一般型枠）	—	—	—	
	型枠（埋設型枠）	—	—	—	
	均しコンクリート型枠	—	—	—	
	支保	—	—	—	
	足場	—	—	—	
	歩床工	コンクリート	—	—	—
型枠		—	—	—	
PCウェル工	沈下装置設置撤去	—	—	(イ)	
	PCウェル本体構築	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	掘削揚土・圧入沈下	—	—	(イ)	
	底版コンクリート	—	—	(イ)	
周面コンタクトグラウト	—	—	(イ)		
固結工	高圧噴射攪拌No. 3-1	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 3-2	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 3-3	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 3-4	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 3-5	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 3-6	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-1	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-2	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-3	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-4	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-5	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-6	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-7	—	—	—	特別調査
	高圧噴射攪拌No. 4-8	—	—	—	特別調査
	プレート設備設置撤去	—	—	—	特別調査
	排泥液運搬処理	—	—	—	
	仮設工				
土留・仮締切工	鋼矢板				
	鋼矢板				
	鋼矢板				
	H鋼杭	—			

	H鋼杭	—			
	切梁・腹起し	—			
	切梁・腹起し	—			
	盛替材	—			
	盛替材	—			
	横矢板	—			
	横矢板	—			
	覆工板	—			
	覆工板	—			
	覆工板受桁	—			
	覆工板受桁	—			
直接工事費		—	—	—	
共通仮設費		—	—	—	
共通仮設費		—	—	—	
運搬費	重建設機械分解組立輸送	—	—	—	
	仮設材運搬費				
安全費	交通誘導員	—	—	—	
役務費	電力基本料金	○	—	(ア)	注3)
技術管理費	六価カド溶出試験費				
	道路台帳作成費				
イメージアップ（率計上）				—	
共通仮設費（率計上）				—	
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					

注1) 上記の見積書欄に(ア)と示した工種については、入札説明書 7. (5)に示す技術提案に対応した見積書（別記様式9）を提出すること。

注2) 上記の見積書欄に(イ)と示した工種については、入札説明書 28. (6)に示す歩掛見積書（別記様式12）を提出すること。

注3) 技術提案により標準案の数量を変更する場合は、技術提案に基づく数量を見積書（別記様式9）にて提出すること。

注4) 技術提案により工事目的物の構造変更をする場合は、構造諸元及び根拠を参考資料として添付すること。

注5) 管理費区分の考え方について

- ①シールドマシンの全損部分は、一般管理費のみ対象としている。
- ②セグメント（RCセグメント、鋼製セグメント）は全ての間接費の対象としている。
- ③発生土（泥土、泥土（汚染土処理））は、処分費の対象としている。
- ④その他については、土木工事標準積算基準書により計上している。

分類	項目	代表的事項	リスク分担区分		備考
			発注者	請負者	
技術条件	1)工法・品質等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のバラツキ等		○	
	2)特許料	工法に係る特許料		○	
	3)技術提案	総合評価落札方式に係る技術提案		○	
自然条件	1)湧水・地下水	施工に伴う地下水低下・地盤変状などへの影響		○	
	2)地質	土壌汚染の対応	○		
		上記以外のリスク		○	
	3)気象	雨・雪・風・気温等の影響及び現場への浸水等		○	
4)災害	災害による影響	○		契約書第29条による	
社会条件	1)地下障害物	地下埋設物等の撤去・移設		○	設計図書に記載のないものは除く
	2)地中危険物	不発弾等の危険物への対応	○		
	3)沿道環境	周辺住民等に対する騒音・振動に対する配慮及び日照、電波障害対策		○	
	4)水質汚濁	施工に伴う周辺水域に対する水質汚濁		○	
	5)近接施工	近接施工による建築物の傾斜・沈下、道路の沈下等の周辺構造物の変状		○	
	6)施工ヤード	生活道路を使用しての資機材搬入、残土搬出時の工事用道路の制約スペースの制限		○	
	7)現道作業	道路上での交通規制を伴う作業		○	
	8)付属物復旧	施工に伴う道路付属物等の復旧に要する作業		○	
	9)廃棄物処理	工事で発生する廃棄物の処理		○	
マネジメント	1)他工区調整	隣接工区、他工事との調整		○	発注者が行う事業調整は除く
	2)住民対応	近隣住民との対応		○	発注者が行う説明会は除く
	3)関係機関等対応	道路管理者、警察等の対応		○	発注者が行う協議は除く
	4)安全管理	施工全般		○	
	5)工程管理	工期・工程の制約、変更への対応		○	
	6)品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ		○	
	7)災害時対応	災害時の応急復旧等	○		契約書第29条による
その他	1)不可抗力	地震等による地形の変化、風水害の発生による施工条件の変化	○		契約書第29条による
	2)人為的なミス	施工ミス、積算の間違い		○	
	3)法律・基準等の改正	条例や法規の改正による変更設計、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更	○		
	4)契約の履行	契約の不履行、労働争議		○	
	5)想定外の事態	入札説明書18. に示した項目以外のもので、事前に予期し得ないもの	○		
	6)工事引渡後に発生した事象の対応	上記社会条件1)~3)の関する事象	○		

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成24年9月10日付けで公告のあった平成24年度 302号鳴海共同溝工事に係る競争参加資格について確認されたく、別添の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成24年度 302号鳴海共同溝工事 競争参加資格確認資料

等級区分 一般土木工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所 属 :
役 職 :
氏 名 :
電 話 :
E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、平成24年9月10日付けで公告のありました「平成24年度 302号鳴海共同溝工事」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

- 注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。紙入札者は持参も可とする。
- 注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。
- 注3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先(担当者)を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

会社名： _____

同種工事の施工実績

競争参加資格		同 種	
工事名称等	工 事 名 称		評定点 点
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)	
	契 約 金 額		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	受 注 形 態 等	単体/JV (出資比率)	
工事概要	〇〇〇〇	〇〇〇〇m	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) ・ 無	

注 1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載する。

注 2) CORINS 登録の区分いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS 登録番号を記載する。「無」に○を付した場合は、当該工事の契約書の写しを添付する。

注 3) CORINS に登録無き工事及びCORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）は、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績）が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、入札に参加できないので留意すること。

注 4) 経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員の 4. (5)に掲げる実績を記載し、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員の 4. (5)に掲げる実績を記載すること。なお、1枚につき1社の記載とし、複数枚使用する場合は、本用紙を複写して使用すること。

注 5) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付する。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する。その場合は、評定点を65点と見なす。

<評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合>

平成9年度以降の中部地方整備局発注（港湾空港関係除く）の工事は、様式1「工事成績確認申請書」により申請し、様式2「工事成績確認書」の交付を受け、写しを添付する。

なお、申請、受け取りは受注者を原則とし、郵送、電子メールによる受付・送付は行わないため、事前に以下に連絡願います。また、申請から交付には3日程度（休日を除く）を要します。

中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-953-8131 FAX 052-953-8294

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名：〇〇〇建設株式会社

配置予定者の氏名		主任（監理）技術者 〇〇 〇〇（フリガナを記載）	
最終学歴		学校名 学科名 00年卒業	
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士 00年00月取得（登録番号：0000） （指定建設業）監理技術者資格者証 00年00月当初交付（現在の交付番号：0000） 実務経験 〇年以上（実務経験による資格の場合に記入） ※実務経験による参加資格の場合はその経験が証明できる資料を添付する	
工事名称等	同種又は類似の区分	（同種）・ 類似	
	工事名称		評定点 点
	発注機関名		
	施工場所	（都道府県・市町村名）	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	従事役職		
	工事内容	（同種又は類似工事であることが確認できる内容を記載）	
	受注形態等	単体/JV（出資比率）	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無	
申請時における工事の従事状況	工事名称		
	発注機関名		
	工期		
	従事役職		
	本工事と重複する場合の対応措置		
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無	
施工体制確認のためのヒアリング対象者区分	ヒアリング対象者（電話番号等） ・ 非対象者		

- 注 1) 施工体制確認のためのヒアリング対象者の区分について、配置予定技術者を複数名とする場合に、いずれかに○を付す。また、ヒアリング対象者とした配置予定技術者の連絡先（電話番号等）を（ ）内に明記する
- 注 2) CORINS 登録の区分いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載する。無に○を付した場合は契約図書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事した事が判断できる書類を添付する
CORINS に登録無き工事及びCORINS にて工事内容が確認できない工事（簡易CORINS で登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、入札に参加できないので留意すること
- 注 3) 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員、土木工物品質確認技術者としての経験は除く
- 注 4) 従事した工事経験を1件記載すること。また、複数の技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複写し作成する
- 注 5) 経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員の 4.（5）に掲げる実績を記載し、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員の 4.（5）に掲げる実績を記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載する。なお、経常建設共同企業体にあつては、入札説明書 4.（7）①の基準を満たし、4.（5）に掲げる同種工事の実績を有した技術者以外に同種工事の実績を記載する必要はない
- 注 6) 中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、別記様式2を参照すること
- 注 7) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付することとし、その場合においては、評定点を65点と見なす。
また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡し完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。
- 注 8) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を提出する。
当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、当該工事受注後に配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断出来る資料（監理技術者証（表裏とも）又は健康保険被保険者証等）の写しを提出すること

技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は、鳥澄立坑～島田立坑間とする。
- 2) 技術提案の範囲は、シールド製作から一次覆工完了までとする。ただし、換気シャフト部についての提案は認めない。
- 3) 共同溝の内空断面の変更に関する提案は認めない。
- 4) 標準部のセグメントは幅の変更を認めない。また、RCセグメントは厚さの変更を認めない。
- 5) 掘削残土の搬出時間は、8時から17時とする。
- 6) 平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事で残置する仮設備は、別表-2 に示すとおり。
- 7) 各立坑の使用条件、範囲は、別表-3 に示すとおり。

2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すとおりである。

また、工事全体の工程は、別添資料 3-1 に示すとおり。

3. 内容

評価項目設定理由を踏まえ、共同溝施設(シールドトンネル部および立坑接続部)の漏水に関する品質向上に繋がる以下の評価基準を実施するための具体的な施工方法について記述するものとする。

- 1) セグメントの漏水に関する工夫・技術の提案
- 2) 立坑接続部の漏水対策に関する工夫・技術の提案
- 3) 技術提案に伴う全体工程の変更の有無については、別記様式 8 の※ 1 によること。
- 4) 工事目的物の構造変更を伴う技術提案については、構造諸元及び安定性、耐久性、止水性、耐荷性が標準案より下回らないことを示す根拠等を別途参考資料として提出すること。
- 5) 供用後の将来の漏水に配慮した立坑接続部の漏水対策は、本工事で実施(準備)することが有効な対策を評価する。

4. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 他機関および他工事との調整が必要となる提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
- 3) 提案を適用する部位・範囲を明記すること。

技術提案書 (1-1) 記載例

工事名

会社名

「共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策」
に関する技術提案

【シールドトンネルの漏水についての工夫・提案】

提案の概要 (25文字以内で簡潔に)

【提案理由】

【手 法】

【効 果】

【根 拠】

【優位性】

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は4提案までとする。技術提案書(別記様式4、別記様式5)②③各々A4サイズ片面10枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4、別記様式5)を含め②③各々片面20枚以内とすること。
 - (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
 - (3) 構造変更に伴う根拠資料(構造計算書等)については、規定枚数を越えても認める。

技術提案書(1-2) 記載例

工事名

会社名

「共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策」
に関する技術提案

【立坑接続部の漏水についての工夫・提案】

提案の概要 (25文字以内で簡潔に)

【提案理由】

【手 法】

【効 果】

【根 拠】

【優位性】

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は2提案までとする。技術提案書(別記様式4、別記様式5)②③各々A4サイズ片面10枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4、別記様式5)を含め②③各々片面20枚以内とすること。
 - (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
 - (3) 構造変更に伴う根拠資料(構造計算書等)については、規定枚数を越えても認める。

技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象範囲は、測点 No. 420～No. 422 とする。
- 2) 作業時間帯は 24 時間施工とする。
- 3) 地下鉄に対する変状計測についての提案は認めない。
- 4) 平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事で残置する仮設備は、別表-2 に示すとおりである。

2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加 特記仕様書に示すとおりである。

また、工事全体の工程は、別添資料 3-1 に示すとおり。

3. 内容

評価項目設定理由を踏まえ、地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策に繋がる以下の評価基準を実施するための具体的な施工方法について記述するものとする。

- 1) 施工時の地下鉄桜通線への近接施工に伴う影響低減に関する工夫・技術についての提案

4. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 他機関および他工事との調整が必要となる提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案 についてのみ評価する。
- 3) 提案を適用する部位・範囲を明記すること。

技術提案書 (2 - 1) 記載例

工事名
会社名

「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」に関する技術提案 【施工時の地下鉄桜通線への近接施工に伴う影響低減に関する工夫・提案】	
提案の概要	(25文字以内で簡潔に)
【提案理由】	
【手 法】	
【効 果】	
【根 拠】	
【優位性】	

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとする。技術提案書(別記様式4、別記様式5)②③各々A4サイズ片面10枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4、別記様式5)を含め②③各々片面20枚以内とすること。
 - (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
 - (3) 構造変更に伴う根拠資料(構造計算書等)については、規定枚数を越えても認める。

別表-2

細別	規格	単位	数量		摘要
			当初	変更	
レール	30kg/m	m	6,300		損料
枕木	H-200×200,H-300×300	t	623.9		全損
N分岐	RG762 30kg/mレール 等三線	台	2		損料
トラバーサ	RG762 30kg/mレール 等三線	基	1		損料
連続ベルトコンベア(坑内)	幅750mm	m	2,920		損料
垂直ベルトコンベア(立坑)	揚程26m 幅1050mm	式	1		損料
水平ベルトコンベア(坑外)	幅1050mm L=80m	式	1		損料
仮設階段	H=2.0m 殿山22m,大高28m,鳥澄26m	m	76		賃料
天井クレーン	15t吊 スパン23.2m	基	1		損料
天井クレーン	17t吊 スパン23.2m	基	1		損料
レール	22kg/m	t	3.3		損料
枕木	H-588*300*12*20	t	22.9		全損
防音パネル		m2	5,119		全損
鉄骨	鉄骨・基礎梁・ブレス等	t	309.6		全損
鋼材	立坑内基礎	t	12.0		全損
鋼材	殿山立坑	t	37.8		全損
鋼材	大高立坑	t	23.6		全損
作業床	縞鋼板 t=3.2mm	m2	236		全損
鋼矢板	Ⅲ型 L=13.0m,13.5m	枚	288		全損
切梁・腹起し		t	39.8		全損
坑内照明	蛍光灯 40w	個	1,168		損料
坑内給水管	φ50mm 2条	m	2920		損料
坑内配水管	φ80mm 1条	m	2920		損料

電気容量

トラバーサ:4.4kW

17t天井クレーン:巻上げ68.4kW+横行1.92kW+走行3.0kW

15t天井クレーン:巻上げ48kW+横行1.2kW+走行3.0kW

垂直ベルトコンベア:30kW+30kW

連続ベルトコンベア:メイン200kW+中間200kW+テークアップ37kW

水平ベルトコンベア:No1水平37kW+No2水平22kW

主要能力

連続ベルトコンベア:搬送量281m³/h、搬送速度165m/min

垂直ベルトコンベア:搬送量283.2m³/h、搬送速度100m/min

水平ベルトコンベア:搬送量332m³/h、搬送速度85m/min

本工事において必要となる受電設備、仮設電線は当工事により設置撤去を行う。また、先行する工事の設備が引き継げる場合は、別途監督職員との協議により引き継ぐものとする。

別表－3

立坑使用条件

立坑名	シールド施工時		内部構築時	
	使用制限の有無	制限内容	使用制限の有無	制限内容
殿山立坑	使用制限なし	資機材搬入、土砂搬出は本立坑位置に限定	使用不可	
大高立坑	一部使用制限有り	立坑内のみ利用可能	使用不可	
鳥澄立坑	一部使用制限有り	シールド機投入・組立、プラント設備関係と換気設備の設置が可能	使用制限なし	
滝ノ水立坑	一部使用制限有り	立坑内のみ利用可能	一部使用制限有り	コンクリート打設のみ使用可能
鳴海立坑	一部使用制限有り	立坑内のみ利用可能	一部使用制限有り	コンクリート打設のみ使用可能
島田立坑	一部使用制限有り	シールド機の解体時、ホイールクレーンで搬出可能なもののみ	一部使用制限有り	コンクリート打設のみ使用可能

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事

技 術 提 案 書

等級区分 一般土木工事

所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)

業者コード

建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所 属 : _____
役 職 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____
E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、平成 24 年 9 月 10 日付けで公告のありました「平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事」の技術提案を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が 3 MB を超える場合には、郵送等（締切日時必着）で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注 3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先（担当者）を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事

技術提案書 (1-1) (○/○)

工事名

会社名

「共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策」に関する技術提案

【シールドトンネルの漏水についての工夫・提案】

提案の概要 (25文字以内で簡潔に)

【提案理由】

【手 法】

【効 果】

【根 拠】

【優位性】

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は4提案までとする。技術提案書(別記様式4、別記様式5)②③各々A4サイズ片面10枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4、別記様式5)を含め②③各々片面20枚以内とすること。
 - (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
 - (3) 構造変更に伴う根拠資料(構造計算書等)については、規定枚数を越えても認める。

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事

技術提案書 (1-2) (〇/〇)

工事名

会社名

「共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策」に関する技術提案

【立坑接続部の漏水についての工夫・提案】

提案の概要 (25文字以内で簡潔に)

【提案理由】

【手 法】

【効 果】

【根 拠】

【優位性】

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は2提案までとする。技術提案書(別記様式4、別記様式5)②③各々A4サイズ片面10枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4、別記様式5)を含め②③各々片面20枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
- (3) 構造変更に伴う根拠資料(構造計算書等)については、規定枚数を越えても認める。

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事

技術提案書 (2) (○/○)

工事名

会社名

「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」に関する技術提案 【施工時の地下鉄桜通線への近接施工に伴う影響低減に関する工夫・提案】	
提案の概要	(25文字以内で簡潔に)
【提案理由】	
【手 法】	
【効 果】	
【根 拠】	
【優位性】	

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとする。技術提案書(別記様式4、別記様式5)②③各々A4サイズ片面10枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4、別記様式5)を含め②③各々片面20枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
- (3) 構造変更に伴う根拠資料(構造計算書等)については、規定枚数を越えても認める。

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事

技術提案書 (3)

「共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策」

工事名
会社名

標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)
具体的な方法

※ 本様式に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。
なお、参考資料の添付は認めないものとする

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事

技術提案書 (4)

「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」

工事名

会社名

標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)

具体的な方法

※ 本様式に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。
なお、参考資料の添付は認めないものとする

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	員数	単 価	金 額	内訳書 番号
共同溝		式				
シールド工		式				
一次覆工工		式				
シールド機本体	泥土圧式	式				第 1 号
セグメント	外径 φ 5800	式				第 2 号
セグメントシール材		式				第 3 号
覆工セグメント		m				第 4 号
機械器具損料	一次覆工	式				第 5 号
発生土処理	泥土	m ³				第 6 号
裏込材	二液可塑性裏込材	m ³				第 7 号
添加材	気泡添加材	kg				第 8 号
ホルトボックス充填工		m ³				第 9 号
立抗接合処理工		式				第 10 号
仮設備工		式				
発進坑口工 (鳥澄・滝ノ水・鳴海)		式				第 11 号
到達坑口工 (滝ノ水・鳴海・島田)		式				第 12 号
作業床工 (鳥澄・滝ノ水・鳴海)		式				第 13 号
シールド機受台工 (鳥澄・滝ノ水・鳴海)		式				第 14 号
シールド機解体残置工 (島田)		式				第 15 号
シールド機仮発進工 (鳥澄・滝ノ水・鳴海)		式				第 16 号

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	員数	単価	金額	内訳書番号
後続台車設備工 (鳥澄)		式				第 17 号
鏡切り工		式				第 18 号
軌条設備工	(鳥澄～島田)	式				第 19 号
坑内整備工						
配管設備工		式				第 20 号
換気設備工		式				第 21 号
通信配線設備工 (殿山～島田)		式				第 22 号
照明設備工 (殿山～鳥澄)		式				第 23 号
土砂搬出設備工						
連続ベルトコンベア設備工 (鳥澄～島田)		式				第 24 号
立坑設備工		式				
立坑仮設階段工		式				第 25 号
坑外設備工						
裏込注入設備工		式				第 26 号
添加材注入設備工		式				第 27 号
濁水処理設備工		式				第 28 号
電力設備工		式				
電力設備工		式				第 29 号
水替工		式				
水替工		式				第 30 号
内部構築工		式				
内部構築工		式				第 31 号

別記様式 9 - 4

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 号
シールド機本体

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド機本体		式	1		全損部分単価 単価表 1 号
シールド機本体		式	1		損料等部分単価 単価表 2 号

- ※材料単価、損料、数量を記載すること。
- ※全損部分、損料等の部分に分けて一式で算出すること。
- ※それぞれ一式算出した単価については、さらに詳細な内訳を提出すること。

単価表 1 号
シールド機本体(全損)

(1 式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド機本体		式	1		全損
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処 理等を記載する。

単価表 2 号
シールド機本体(損料)

(1 式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	供 用 日 数	損料等 区 分	単 価	金 額	備 考 (基礎価格)
パワーユニット 関連	〇〇	式						
モーター関連	〇〇	台						
ジャッキ関連	〇〇	本						
エレクター関連	〇〇	〇						
.....								
諸雑費		式	1					〇〇の〇%、 端数処理等 を記載する。

- ※シールド機本体の損料部分の必要な機械器具を記載すること。
- ※損料等区分については、機械種毎に、時間当り、運転日当り、供用日当りを分けて記入すること。
- ※日数については、別途提出する工程表から算出すること。
- ※備考欄に、機械の基礎価格を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9 - 5

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 2 号
セグメント

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
セグメント	鋼製、RC等記載	リング	○		別紙単価見積表に記入
セグメント	鋼製、RC等記載	リング	○		別紙単価見積表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、数量を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

内訳書-第 3 号
セグメントシール材

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
RCセグメント用セグメントシール材		m	○		別紙単価見積表に記入
同上接着剤		k g	○		別紙単価見積表に記入
鋼製セグメント用セグメントシール材		m	○		別紙単価見積表に記入
同上接着剤		k g	○		別紙単価見積表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、数量を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

内訳書-第 4 号
覆工セグメント

(○m当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
切羽及び坑内作業工		m		単価表 3 号
坑外作業工		m		単価表 4 号

平成 24 年度 302 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 3 号
切羽及び坑内作業工

(〇m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
〇〇世話役		人		
〇〇特殊工		人		
〇〇作業員		人		
諸雑費		式		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※1日当りの作業サイクル(1日〇交替作業 実働〇〇時間)を記載すること。

※下記<一次覆工の日進量>より、日進量(1日)あたりの歩掛を記載すること。

※下記<一次覆工の日進量>の日進量の分けごとに、単価表を記載すること。

単価表 4 号
坑外作業工

(〇m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
〇〇作業員		人		
〇〇作業員		人		
諸雑費		式		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※1日当りの作業サイクル(1日〇交替作業 実働〇〇時間)を記載すること。

※下記<一次覆工の日進量>より、日進量(1日)あたりの歩掛を記載すること。

※下記<一次覆工の日進量>の日進量の分けごとに、単価表を記載すること。

<一次覆工の日進量>

区間	位置	対象区間(No.) 延長(m)	日進量(m/日)
初期掘進区間	鳥澄		
直線掘進区間	鳥澄～島田		
再発進区間	滝ノ水・鳴海		
到達掘進区間	滝ノ水・鳴海・島田		

※対象区間、延長、日進量について記載すること。尚、曲線部分で日進量が異なる場合や、土質条件で日進量が異なる場合は、その区間(No.〇〇～No.〇〇)、延長(m) 及び日進量(m/日)を追記すること。

別記様式 9 - 7

平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書—第 5 号
機械器具損料

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
機械器具損料		式	1		単価表 5 号
電力料金		式	1		単価表 6 号

※損料、数量を記載すること。

※それぞれ一式算出した単価については、さらに詳細な内訳書を提出すること。

単価表 5 号
機械器具損料

(1 式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	供 用 日 数	損料等 区 分	単 価	金 額	備 考 (基礎価格)
坑内搬送設備関 連 ○○台車	○○	台						
天井クレーン関 連 ○○クレーン	○○	台						
裏込め注入プラ ント関連 ○○ポンプ	○○	台						
加泥プラント関 連 ○○ポンプ	○○	台						
濁水処理関連 濁水処理装置	○○	台						
・ ・ ・	・ ・ ・							
諸雑費		式						○○の○% 、端数処理 等を記載す る。

※一次覆工に必要な機械器具及び内部構築工まで使用する機械器具を記載すること。

但し、内部構築工単独に必要な機械器具については除く。なお、内部構築で使用する機械器具の供用日数については、別添資料 3 - 1 の全体工事工程表（標準案）に基づき算出すること。

※損料等区分については、機械種毎に、時間当り、運転日当り、供用日当りを分けて記入すること。

※日数については、別途提出する工程表から算出すること。

※備考欄に、機械の基礎価格を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

平成 2 4 年度 3 0 2 号鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 6 号
電力料金

(1 式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
電力料金		式	1		下記〈電力について〉 1. ~ 4. より算出
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

〈電力算定〉

1. 契約電力量 kW
2. 契約種別 (例：常時契約 高圧 A)
3. 基本料金 円(※内訳書－第 3 2 号に記入)
 - ・最大契約電力 kW
 - ・需要契約期間 月
 - ・基本料単価 円/kW
 - ・力率引き
4. 電力料金 円(※単価表 6 号に記入)
 - ・電力料金単価 円/kWh
 - ・燃料費調整単価
 - ・使用電力量 kWh
5. 仮設電力設備費(1 式) 円(※内訳書－第 2 9 号に記入)

〈注記〉

- ・見積に応じた機械・規格・台数を次ページの別添表に記載し、契約電力を決定すること。
- ・次ページ別添表より、現場において必要とする電力供給が可能な電力会社を決定し、電力プランより料金を算出すること。(電力会社の見積等の根拠資料を提出すること。)
- ・仮設電力設備費については、高圧受電設備、高圧配電線路、高圧電動機設備、その他設備について、設備の設置撤去費、在場期間の損料を 1 式計上すること。また、その内訳についても提出すること。
- ・照明設備については内訳書第 2 3 号照明設備工に計上すること。

平成 2 4 年度 3 0 2 号鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

契約負荷設備容量及び電力量算定表(別添)

機械の種類	規格 (kW)	出力	台数	出力 合計	入力 換算 値	契約負荷 設備入力	供 用 日	運 転 日 数	日 当 た り 運 転 時 間	時 間 あ た り 消 費 電 力	総 電 力 量
		kW	日	kW		kW	日	日	時間	kWh	kW
シールド マシン関連 〇〇											
坑内搬送設備 関連 〇〇											
土砂圧送関連 〇〇											
坑内クレーン 関連 〇〇											
裏込注入関連 〇〇											
加泥注入関連 〇〇											
坑内換気関連 〇〇											
濁水処理関連 〇〇											
給水排水設備 関連 〇〇											
坑内照明設備 関連 〇〇											
・ ・ ・											
計											

別記様式 9 - 1 0

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海 共同溝 工事 見積書 及び 内訳書

内訳書 - 第 6 号
発生土処理

(1 m 3 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
積み込み	BH〇〇m 3	m 3			
泥土運搬	〇 t 〇〇車	m 3			
泥土処理費		m 3			処理単価

※単価、数量を記載すること。

内訳書 - 第 7 号
裏込材

(1 m3 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇	〇〇〇	kg	〇〇		別紙単価見積表に 記入
〇〇	〇〇〇	kg	〇〇		別紙単価見積表に 記入
...	
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処 理等を記載する。

※材料単価、数量を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※1 m 3 当りの配合・単価を記入すること。

※ロス率(注入率)があれば記入すること。

内訳書 - 第 8 号
添加材

(1 kg 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇	〇〇〇	kg	〇〇		別紙単価見積表に 記入
〇〇	〇〇〇	k g	〇〇		別紙単価見積表に 記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処 理等を記載

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※1 m 3 当りの配合・単価を記載すること。

別記様式 9 - 1 1

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 9 号
ボルトボックス充填工

(19m3 当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
無収縮モルタル	〇〇	m3			別紙単価見積表に記入
モルタル充填工		箇所			単価表 7 号
合計					

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※材料については 1 m 3 当りの配合・単価を記載すること。
- ※初期掘進区間、直線区間等必要に応じてそれぞれ記載すること。

単価表 7 号
モルタル充填工

(100 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇作業員		人			
・	・				
・	・				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載

内訳書-第 1 0 号
立抗接合処理工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
弾性目地コーキング工	150×75	箇所			単価表 8 号
弾性目地コーキング工	85×50	箇所			単価表 9 号
合計					

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※材料については 1 m 3 当りの配合・単価を記載すること。

別記様式 9 - 1 2

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 8 号

弾性目地コーキング工 (150×75)

(○箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
防水工		人			
弾性シーリング材	シリコン系	k g			別紙単価見積表に記入
バックアップ材		m 3			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※材料については 1 m 3 当りの配合・単価を記載すること。

単価表 9 号

弾性目地コーキング工 (85×50)

(○箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
防水工		人			
弾性シーリング材	シリコン系	k g			別紙単価見積表に記入
バックアップ材		m 3			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※材料については 1 m 3 当りの配合・単価を記載すること。

別記様式 9 - 1 3

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 1 号

発進坑口工(鳥澄・滝ノ水・鳴海)

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
坑口ゴムリング設置撤去工		箇所			単価表 1 0 号
無筋・鉄筋構造物 コンクリートポン プ車打設		m 3			
型枠工 (鉄筋・無 筋構造物)		m 2			
型枠工 (合板円形 型枠)		m 2			
パイプサポート支 保・くさび結合支 保		空 m 3			
足場工		掛 m 2			
コンクリート取壊し	無筋	m 3			殻運搬処理含む

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものの以外は任意とする。

単価表 1 0 号

坑口ゴムリング設置撤去工

(1 箇 所 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
ゴムリング	〇〇工法 セグメント外径〇〇mm用 、枠金物・付属品共	個			別紙単価見積表に記 入
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
〇〇作業員		人			
トラックレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

別記様式 9 - 1 4

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 2 号

到達坑口工(滝ノ水・鳴海・島田)

(1 式 当 り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
坑口コンクリング設置撤去工		箇所			単価表 1 0 号
無筋・鉄筋構造物 コンクリートポン プ車打設		m 3			
型枠工 (鉄筋・無 筋構造物)		m 2			
型枠工 (合板円形 型枠)		m 2			
パイプサポート支 保・くさび結合支 保		空 m 3			
足場工		掛 m 2			
コンクリート取壊し	無筋	m 3			般運搬処理含む

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものを以外は任意とする。

内訳書-第 1 3 号

作業床工 (鳥澄・滝ノ水・鳴海)

(1 式 当 り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
鋼材設置工	(鳥澄立坑内作業床)	t			単価表 1 1 号
鋼材設置工	(滝ノ水立坑内作業 床)	t			単価表 1 1 号
鋼材設置工	(鳴海立坑内作業床)	t			単価表 1 1 号
作業床設置工	床材 (鳥澄、滝ノ水、 鳴海)	m 2			単価表 1 2 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※備考欄にある歩掛と同様と考えているが、異なる場合は、別途記載すること。

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 1 1 号
鋼材設置工

(10 t 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
...	
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※一次覆土工における、仮(再)発進受台設置、仮(再)発進支保、立坑内作業床、反力受け支保についても同歩掛と想定しているが、項目ごとに歩掛が異なる場合は、それぞれで算出すること。

単価表 1 2 号
作業床設置工

(〇m² 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
...	
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9 - 1 6

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海 共同溝 工事 見積書 及び 内訳書

内訳書 - 第 1 4 号

シールド機受台工 (鳥澄・滝ノ水・鳴海)

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
鋼材設置・撤去工	(鳥澄立坑：発進用)	t			単価表 1 1 号
鋼材設置・撤去工	(滝ノ水立坑：通過用)	t			単価表 1 1 号
鋼材設置・撤去工	(鳴海立坑：通過用)	t			単価表 1 1 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※備考欄にある歩掛と同様と考えているが、異なる場合は、別途記載すること。

内訳書 - 第 1 5 号

シールド機解体残置工 (島田)

(1 箇 所 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド機解体残置工		箇所			単価表 1 3 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

単価表 1 3 号

シールド機解体残置工

(1 箇 所 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
...		...			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9 - 1 7

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 6 号

シールド機仮発進工 (鳥澄・滝ノ水・鳴海)

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
仮セグメント組立工		リング	〇〇		単価表 1 4 号
仮セグメント撤去工		リング	〇〇		単価表 1 4 号
鋼材設置・撤去工	仮発進支保工	t			単価表 1 1 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※鋼材設置・撤去工について、備考欄にある歩掛と同様と考えているが、異なる場合は、別途記載すること。

単価表 1 4 号

仮セグメント組立工

(〇 リング 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

※撤去工は、組立工歩掛の〇〇%とする。

内訳書-第 1 7 号

後続台車設備工

(1 式 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
後続台車据付撤去工		回			単価表 1 5 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

別記様式 9 - 1 8

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 1 5 号
後続台車据付撤去工

(1 回当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇工		人			
...	
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

内訳書-第 1 8 号
鏡切り工

(1 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
コンクリート取壊し		m ³			般運搬処理含む
H形鋼切断	H-700×300×13×24	m			
スクラップ [°]		t			スクラップ単価
足場工		掛m ²			
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものを以外は任意とする。

別記様式 9 - 1 9

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書一第 1 9 号
軌条設備工(鳥澄～島田)

(1 式 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
レール	○kg/m	m			別紙損料表に記入
枕木	H○	t			別紙損料表に記入
ポイント装置	○○	台			別紙損料表に記入
ピンラックレール	○○	m			別紙損料表に記入
エントランス	○○	箇所			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

内訳書一第 2 0 号
配管設備工

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
給水管設置撤去工	φ ○	m			単価表 1 6 号
排水管設置撤去工	φ ○	m			単価表 1 6 号
裏込材 (A液) 配管設置撤去工	φ ○	m			単価表 1 6 号
裏込材 (B液) 配管設置撤去工	φ ○	m			単価表 1 6 号
添加材配管設置撤去	φ ○	m			単価表 1 6 号
給水管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
排水管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
裏込材 (A液) 配管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
裏込材 (B液) 配管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
添加材配管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

平成 24 年度 302 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 16 号

(給水管・排水管・作業用配管)設置撤去工

(100m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇配管工		人			
〇〇作業員		人			
・	・				
・	・				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

内訳書—第 21 号

換気設備工

(1 式 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
送風管設置撤去工	φ〇 〇風管(立坑用)	m			単価表 17 号
送風管設置撤去工	φ〇 〇(坑内用)	m			単価表 17 号
送風管設置撤去工	φ〇 〇(局所用)	m			単価表 17 号
送風機損料	坑外ファン 〇m ³ /min	台			別紙損料表に記入
送風機損料	坑内中継ファン 〇m ³ /min	台			別紙損料表に記入
送風機損料	坑内局所ファン 〇m ³ /min	台			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※配管ごとに歩掛が異なる場合は、それぞれ記載すること。

別記様式 9-21

平成 24 年度 302 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 17 号
送風管設置撤去工

(100m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇配管工		人			
〇〇作業員		人			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

内訳書-第 2 2 号
通信配線設備工

(1 式 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
通信配線設備設置撤去工		m			単価表 18 号
卓上電話機	〇〇	台			別紙損料表に記入
通信用ケーブル	〇〇	m			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

単価表 18 号
通信配線設備設置撤去工

(100m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇電工		人			
・	・	人			
・	・				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

平成 24 年度 302 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 23 号
照明設備工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	
工事用照明		個			単価表 19 号
坑内照明	(殿山～鳥澄)	m			単価表 20 号
坑内照明	(鳥澄～島田)	m			単価表 20 号
切羽照明		個			単価表 21 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※設備費を含む見積とすること。

単価表 19 号
工事用照明

(10 個当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇電工		人			
設備費		〇〇			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

単価表 20 号
坑内照明

(100m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇電工		人			
設備費		〇〇			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

別記様式 9-23

平成 24 年度 302 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 21 号
切羽照明

(10 個当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇電工		人			
設備費		〇〇			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

内訳書-第 24 号

連続ベルトコンベア設備工(鳥澄～島田)

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
連続ベルトコンベア設備	幅〇mm	m			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

内訳書-第 25 号

立坑仮設階段工

(1 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
仮設階段設置・撤去工		m			単価表 22 号
仮設階段賃料	滝ノ水	基			別紙単価見積表に記入
仮設階段賃料	鳴海	基			別紙単価見積表に記入
仮設階段賃料	島田	基			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9-24

平成 24 年度 302 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 22 号
仮設階段設置・撤去工

(〇m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
...		...			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

内訳書一第 26 号
裏込材注入設備工

(1 式 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
裏込注入プラント設 置撤去工		箇所			単価表 23 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

単価表 23 号
裏込注入プラント設置撤去工

(1 箇所 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇工		人			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

別記様式 9 - 2 5

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書一第 2 7 号
添加材注入設備工

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
添加材注入プラント 設置撤去工		箇所			単価表 2 4 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

単価表 2 4 号

添加材注入プラント設置撤去工

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇工		人			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

内訳書一第 2 8 号
濁水処理設備

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
濁水処理設備 (殿山)	〇m 3 /h級	式			単価表 2 5 号
濁水処理設備 (鳥澄)	〇m 3 /h級	式			単価表 2 5 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛については、全ての内訳の単価表を記載すること。

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 2 5 号
濁水処理設備

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇工		人			
...			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

内訳書-第 2 9 号
電力設備工

(1 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
仮設電力設備		式			
諸 雑 費		式			〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※内訳書第 5 号中の〈電力算定〉の 5. より、仮設電力設備料金を記載すること。

内訳書-第 3 0 号
水替工

(1 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド水替工	〇〇用 揚程〇m φ〇	式			単価表 2 6 号
坑内中継水替工	坑内用 揚程〇m φ〇	式			単価表 2 7 号

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9 - 2 7

平成 2 4 年度 3 0 2 号鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 2 6 号
シールド水替工

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇作業員		人			
電力料		kWh			
ポンプ損料	φ〇、揚程〇、〇kW	供用日			別紙損料表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

単価表 2 7 号
坑内中継水替工

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
電力料		kWh			
ポンプ損料	φ〇、揚程〇、〇kW	供用日			別紙損料表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 2 8

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 3 1 号
内部構築工

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
二次覆工	マシン残地部	式			単価表 2 8 号
二次覆工	立坑接続部	式			単価表 2 8 号

単価表第 3 1 号
二次覆工

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
無筋・鉄筋構造コンクリートポンプ物車打設		m 3			
型枠工 (合板円形型枠)		m 2			
鉄筋工		t			
鉄筋工		t			
支保工		空 m 3			
足場工		掛 m 2			
弾性目地コーキング	80×30mm	箇所			材料費
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものを以外は任意とする。

内訳書-第 3 2 号
役務費 電力基本料金

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
電力基本料金	一次覆工	式	1		
電力基本料金	内部構築	式	1	対象外	
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※内訳書第 5 号中の (電力算定) の 3. より、基本料金を記載すること。

別記様式 9 - 2 9

平成 2 4 年度 3 0 2 号 鳴海 共同溝 工事 見積書 及び 内訳書

別紙 単価見積表

種別	名称	規格	単位	単価	備考
セグメント	R C セグメント	〇〇	リング		
	鋼製セグメント	〇〇	リング		
	R C セグメント用セグメント シール材	〇〇	m		
	同上接着剤	〇〇	k g		
	鋼製セグメント用セグメント シール材	〇〇	m		
	同上接着剤	〇〇	k g		
裏込材	裏込材	〇〇裏込材	kg		
添加材	添加材	〇〇添加材	kg		
ホルトボックス充填 工	無収縮モルタル	〇〇	m 3		
立抗接合処理工	弾性シーリング材	シリコン系	kg		
発進坑口工	坑口ゴムリング	〇〇	箇所		
照明設備	設備費		式		
立抗仮設階段工	仮設階段賃料	〇〇	段		
内部構築関連材料	〇〇		〇		
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				

※備考欄に、見積根拠（例：物価本〇ページ、商社見積等）を記載すること。

※単位は、適宜修正すること。

別紙 損料見積表

機械の種類	規格 (kW)	損料額単価			基礎 価格	備 考
		時間 当り	運転日 当り	供用日 当り		
レール (鳥澄～島田)	〇〇 k g					
枕木 (鳥澄～島田)	H〇〇					
ポイント装置	〇〇					
ヒソラックレール	〇〇					
エントランス	〇〇					
トラバーサ	〇〇					
ベルトコンベア	〇 m × 〇 . 〇 kW					
送風機	〇m ³ /min					
卓上電話機	〇〇					
通信用ケーブル	〇〇					
水替工	ポンプ 損料					
配管関係材料	〇〇					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					

※損料単価とあわせて、基礎価格を記載すること。

※損料根拠 (例：建設機械損料算定表、見積等) を備考欄に記載すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

住 所

商号又は名称
代表者氏名

工事費内訳書

工事名：

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額

注) 記入にあたっては、工事数量総括表に掲げる工事区分、工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を記載するものとする。記載内容に不備がある場合は入札を無効とすることがある。

工事施工内容確認資料

本資料は、施工体制確認型総合評価落札方式において、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、以下の設問について記載すること。

開札後、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者については、入札説明書に記載された要求要件の実現確実性の向上につながる施工体制が構築されているかどうか、入札書、工事費内訳書及び本資料を参考に、施工体制の構築及び施工内容を審査する。本資料で施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上が十分確認できる場合は、入札説明書 7. (5) によるヒアリングを実施しない場合がある。ただし、申し込みに係る価格が想定調査基準価格に満たない者は、入札説明書 7. (5) ③による。

なお、本確認資料の提出がない場合は、施工体制評価点を付与しない場合があるので留意すること。

【品質確保の実効性】

問 1. 元請けとして実施する安全衛生管理体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・現場の点検体制 (人数)
- ・安全教育の実施方針 (実施内容・回数等)

問 2. 元請けとして実施する品質管理体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・品質管理および出来型管理の点検体制 (人数)
- ・品質管理および出来型管理の実施方針 (主な実施内容・頻度等)

【施工体制確保の確実性】

問 3. 元請けとして実施する主たる工種は何を予定していますか。

※以下の設問について記入して下さい。

- ・元請として実施する工事内容
- ・元請として実施する現場の管理体制

問 4. 主たる工種について、下請け業者数は何社予定していますか？

下請けを予定している工種：

_____ 社を予定

工事名	平成 2 4 年度 3 0 2 号鳴海共同溝工事		
会社名			
記入者氏名		本工事での役職	
連絡先			

※ 記入者は、予め別記様式 3 にて提出された配置予定技術者とします。

(別添資料3)

(用紙A4版)

見積り徴収項目は、別紙ー1の(イ)について徴収するものとし、徴収する歩掛の内容は、別紙様式12による。また、歩掛見積の提出にあつたては、以下のとおりとする。

- 注 1) 上記の日当たり施工量が必要な細別については、不稼働率を考慮しない1パーティー当たりの実日当り施工量を記載すること。
- 注 2) 当該見積書に記載する歩掛は、入札時に提出する工事費内訳書に記載する金額を拘束するものではない。
- 注 3) 各歩掛及び日当たり施工量の設定は、標準案に基づくものとする。標準案は設計図書(数量総括表・追加特記仕様書・設計図面)及び見積参考資料に示す。
- 注 4) 見積書に記載する歩掛は、直接工事費を対象としている。このため下請予定者等の見積もりをそのまま添付するのではなく間接費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)と区別し直接工事費のみ計上すること。
- 注 5) 見積書の作成にあたり、公共工事設計労務単価に規定された職種以外は使用しないこと。

平成 2 4 年度 3 0 2 号鳴海共同溝工事
歩 掛 見 積 書支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

一次パイプ打設工

〇m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊運転手		人		
特殊作業員		人		
配管工		人		
普通作業員		人		
生コンクリート	18-8-40BB	m ³		
機械器具損料		日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m/日				
諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				
注意：生コンクリートはロス率を含んだ数量を記載すること。				

第〇号単価表

1 日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリートポンプ車運転[配管式]	40~45m ³ /h	供用日		
配管損料	φ150	m		
諸雑費	まるめ	式	1	

二次パイプ打設工

〇m当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊運転手		人		
特殊作業員		人		
配管工		人		
普通作業員		人		
生コンクリート	18-8-40BB	m ³		
機械器具損料		日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	

日当り施工量：〇m/日
 諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。
 注意：生コンクリートはロス率を含んだ数量を記載すること。

中壁搬送工

〇m当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊運転手		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	

日当り施工量：〇m/日
 諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。

中壁設置工

〇枚当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊運転手		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	

日当り施工量：〇枚/日
 諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。

坑内門型クレーン設置・撤去 滝ノ水・鳴海

1箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
溶接工		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		
諸雑費	率+まるめ	式	1(0%)	
日当り施工量： -				
諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				
注意：上記歩掛には、目地材の設置手間も含むものとする。				

段取り替え鋼材撤去工

1t 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
溶接工		人		
普通作業員		人		
トラッククレーン 賃料	油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		
諸雑費	率+まるめ	式	1(0%)	
日当り施工量：〇 t /日				
諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

段取り替え鋼材設置工

1 t 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
溶接工		人		
普通作業員		人		
トラッククレーン 賃料	油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		
諸雑費	率+まるめ	式	1(0%)	
日当り施工量：〇 t /日				
諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

内部構築後鋼材撤去工

1 t 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
溶接工		人		
普通作業員		人		
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇 t /日				
諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

立坑クレーン設備工

1 箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
溶接工		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量： -				
諸雑費費用内訳：〇〇等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

沈下装置組立解体・取付け取外し 圧入沈下装置 6000kN 級 外径 1.6m 以上 3.0m 未満

1 基当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
とび工		人		
溶接工		人		
クレーン運転	油圧式 40t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇基/日				
諸雑費費用内訳：付属金物類(B・N・W)、アンカーやH形鋼による圧入反力体と沈下装置とを結合する結合材(HTB・N等)、工具等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

沈下装置組立解体・取付け取外し 圧入沈下装置 6000kN級 外径 3.0m 以上 4.0m 未満 1基当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
とび工		人		
溶接工		人		
クレーン運転	油圧式 60t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇基/日 諸雑費費用内訳：付属金物類(B・N・W)、アンカーやH形鋼による圧入反力体と沈下装置とを結合する結合材(HTB・N等)、工具等の費用であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

刃口付 RC ロット φ2000 L=2500 1ロット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
刃口付 RC ロット	φ2000 L=2500 9孔	ロット	対象外	
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
クレーン運転	油圧式 40t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇ロット/日 諸雑費費用内訳：据付・組立に用いる材料費、機械器具損料等の経費と電力に関わる経費であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

刃口付 RC ロット φ3500 L=2500 1ロット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
刃口付 RC ロット	φ3500 L=2500 18孔	ロット	対象外	
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
クレーン運転	油圧式 60t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇ロット/日 諸雑費費用内訳：据付・組立に用いる材料費、機械器具損料等の経費と電力に関わる経費であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

RC ロット φ2000 L=2500

1 ロット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
RC ロット	φ2000 L=2500 9 孔	ロット	対象外	
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
クレーン運転	油圧式 40t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇ロット/日 諸雑費費用内訳：据付・組立に用いる材料費、機械器具損料等の経費と電力に関わる経費であり、 〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

RC ロット φ3500 L=2500

1 ロット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
RC ロット	φ3500 L=2500 18 孔	ロット	対象外	
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
クレーン運転	油圧式 60t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇ロット/日 諸雑費費用内訳：据付・組立に用いる材料費、機械器具損料等の経費と電力に関わる経費であり、 〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

仮設ロット

1 ロット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
仮設ロット	φ2000 L=2500	ロット	対象外	
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
クレーン運転	油圧式 40t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇ロット/日 諸雑費費用内訳：仮設器具損料の経費、仮設材損料の経費と電力に関わる経費であり、〇〇の合 計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

仮設ロット φ3500 L=2500

1ロット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
仮設ロット	φ3500 L=2500 18孔	ロット	対象外	
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
クレーン運転	油圧式 60t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇ロット/日 諸雑費費用内訳：仮設器具損料の経費、仮設材損料の経費と電力に関わる経費であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 陸掘 0~10m 未満 け及びけ質土・粘性土 外径 1.6m 以上 3.0m 未満 10m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN 級 1.6~ 3.0m	日		
クレーン運転	油圧式 40t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンダグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 陸掘 0~10m 未満 砂及び砂質土 外径 3.0m 以上 4.0m 未満 10m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN 級 3.0~ 4.0m	日		
クレーン運転	油圧式 60t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンダグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 水中掘 0～20m 未満 砂及び砂質土 外径 1.6m 以上 3.0m 未満 10m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN 級 1.6～ 3.0m	日		
クレーン運転	油圧式 40t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンマグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 水中掘 0～20m 未満 砂及び砂質土 外径 3.0m 以上 4.0m 未満 10m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN 級 3.0～ 4.0m	日		
クレーン運 転	油圧式 60t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンマグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 水中掘 0～20m 未満 砂及び砂質土・粘性土 外径 1.6m 以上 3.0m 未満 10m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN 級 1.6～ 3.0m	日		
クレーン運転	油圧式 40t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンマグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 水中掘 0～20m未満 砂及び砂質土・粘性土 外径3.0m以上4.0m未満 10m3当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN級 3.0～ 4.0m	日		
クレーン運転	油圧式 60t吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンマグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 水中掘 20m以上 砂及び砂質土 外径1.6m以上3.0m未満 10m3当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN級 1.6～ 3.0m	日		
クレーン運転	油圧式 40t吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンマグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 水中掘 20m以上 砂及び砂質土・粘性土 外径1.6m以上3.0m未満 10m3当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN級 1.6～ 3.0m	日		
クレーン運転	油圧式 40t吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンマグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

掘削揚土・圧入沈下 水中掘 20m 以上 土及び土質土・粘性土 外径 3.0m 以上 4.0m 未満 10m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
とび工		人		
圧入沈下装置損料	6000kN 級 3.0~4.0m	日		
クレーン運転	油圧式 60t 吊	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：ハンマグラブバケット、ハンマクラン、スラッシュタンク、水中ポンプ等の機械経費及び電力に関する経費等であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。				

底版コンクリート打設 30-15-25BB 10m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
生コンクリート(高炉)	30-15-25(20) B種	m3		
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
とび工		人		
ラフレックレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 16t 吊	日		
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：プランジャ等の材料費、トミー管、スラッシュタンク、水中ポンプの機械器具損料等の経費及び電力に関する経費であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。 注意：生コンクリートは材料補正を含んだ数量とする。				

グラウト注入 セメントペースト 1m3 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
グラウト	周面コンタクトグラウト用	m3		
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
ポンピングマシン損料	油圧式 5.5kW 級	日		
発動発電機運転	45kVA	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇m3/日 諸雑費費用内訳：グラウトミキサー・グラウトポンプ・グラウト流量圧力測定装置・給水用水中ポンプ・ホース・注入機械損料、記録用紙等の経費であり、〇〇の合計額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。 注意：グラウト材は材料補正を含んだ数量とする。				

削孔 ロッド工法 No.3 換気シャフト

10 孔当り

名称	規格	単位	数量	摘要
メタルラウン	径 46	個		
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
ホーリングマシン損料	油圧式 5.5kW 級	日		
発動発電機運転	45kVA	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇孔/日(2セット) 諸雑費費用内訳：グラウトポンプ、グラウトミキサ、グラウト流量圧力装置、給水用水中ポンプ、水槽損料及び ホーリングロッド、カップリング、シングルコアチューブの損耗費等の費用であり、〇〇の合計 額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。 注意：10 孔当り 2 セット分とする。				

削孔 ロッド工法 No.4 換気シャフト

10 孔当り

名称	規格	単位	数量	摘要
メタルラウン	径 46	個		
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
ホーリングマシン損料	油圧式 5.5kW 級	日		
発動発電機運転	45kVA	日		第〇号単価表
諸雑費	率+まるめ	式	1(〇%)	
日当り施工量：〇孔/日(2セット) 諸雑費費用内訳：グラウトポンプ、グラウトミキサ、グラウト流量圧力装置、給水用水中ポンプ、水槽損料及び ホーリングロッド、カップリング、シングルコアチューブの損耗費等の費用であり、〇〇の合計 額に〇%を乗じた金額を上限として計上する。 注意：10 孔当り 2 セット分とする。				

注入設備据付解体

1 回当り

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		
特殊作業員		人		
普通作業員		人		
トラック運転[クレーン装置 付]	4t 積 2.9t 吊	時間		第〇号単価表
諸雑費	まるめ	式	1	
日当り施工量：－ 諸雑費費用内訳：－				

第〇号単価表 クローレン運転 油圧式 40t 吊

1 日当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊運転手		人		
軽油	1.2 号	L		
クローレン損料	油圧駆動式ウインチ・ラフ ジブ型 40～45t 吊 排対 1 次	供用日		
諸雑費	まるめ	式	1	

第〇号単価表 クローレン運転 油圧式 60t 吊

1 日当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊運転手		人		
軽油	1.2 号	L		
クローレン損料	油圧駆動式ウインチ・ラフ ジブ型 60～65t 吊 排対 1 次	供用日		
諸雑費	まるめ	式	1	

第〇号単価表 発動発電機運転 45kVA

1 日当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽油	1.2 号	L		
発動発電機賃料	ディーゼルエンジン駆動 45kVA	供用日		
諸雑費	まるめ	式	1	

第〇号単価表 トラック[クレーン装置付]運転 (4t 積 2.9t 吊)

1 時間当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
一般運転手		人		
軽油	1.2 号	L		
トラック[クレーン装置付] 損料	4t 積 2.9t 吊	時間		
諸雑費	まるめ	式	1	

注 1) 上記の日当たり施工量に○が附された細別については、不稼働率を考慮しない 1 パーティー当たりの実日当たり施工量を記載すること。

注 2) 当該見積書に記載する歩掛は、入札時に提出する工事費内訳書に記載する金額を拘束するものではない。

注 3) 各歩掛及び日当たり施工量の設定は、標準案に基づくものとする。標準案は設計図書（数量総括表・追加特記仕様書・設計図面）及び見積参考資料に示す。

注 4) 見積書に記載する歩掛は、直接工事費を対象としている。このため下請予定者等の見積もりをそのまま添付するのではなく間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）と区別し直接工事費のみ計上すること。

注 5) 見積書の作成にあたり、公共工事設計労務単価に規定された職種以外は使用しないこと。

平成24年度 302号鳴海共同溝工事

技術提案の評価結果に関する問い合わせ

中部地方整備局

企画部 技術開発調整官 宛

御社名・御担当者名	
御社ご連絡先 (電話番号・メールアドレス・ファクシミリ番号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号 ・ メールアドレス ・ ファクシミリ番号

技術提案の評価結果に関する問い合わせ内容	<p>(1) 共同溝施設（シールドトンネル部及び立坑接続部）の漏水に関する品質向上対策</p> <p>※競争参加資格通知時に通知している「評価結果」、「提案番号」及び「技術提案の概要」を記載した上、問い合わせ内容を記載願います。</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>a. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>b. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>c. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p>
	<p>(2) 地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策</p> <p>※競争参加資格通知時に通知している「評価結果」、「提案番号」及び「技術提案の概要」を記載した上、問い合わせ内容を記載願います。</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>a. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>b. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>c. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>以下の、技術提案へのアドバイスとなるようなご質問についてはお答えできませんので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えて下さい。 ・ 評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えて下さい。 ・ もし、○○○○という提案をすれば、評価していただいたのでしょうか？

説明内容	(※記載不要)
------	---------

※なお、メール添付する場合は、一太郎(2007 以下)、MicrosoftWord(2002 以下)、圧縮ファイル(LZH 形式)のファイル形式でお願いします。

面談等による説明の申し込み

中部地方整備局

企画部 技術開発調整官 宛

御社名	
御名前（面談者）	（※面談者は会場の都合上、原則1名を記載願います）
競争参加工事名	平成24年度 302号鳴海共同溝工事
面談等の希望日※	第1希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後 第2希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後

※希望日は、落札決定通知日の翌日から起算して7日目（休日を除く）～約2週間内の平日を、第2希望日まで記載願います。

※面談日は都合により希望に添えない場合があります。ご了承下さい。

面談日の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・メールアドレス ・ファクシミリ番号
---------	--

※ファクシミリ着信確認のため電話番号も記載願います。

質問事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>（※1工事当たりの面談時間を10分程度と考えており、円滑な進行のため質問事項等を、箇条書きで簡潔に記載願います。）</p> <p>以下の、技術提案へのアドバイスとなるようなご質問についてはお答えできませんので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えて下さい。 ・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えて下さい。 ・もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか？
-------	---

※なお、メール添付する場合は、一太郎(2007以下)、MicrosoftWord(2002以下)、圧縮ファイル(LZH形式)のファイル形式でお願いします。

工事成績確認申請書

中部地方整備局

企画部 技術管理課長 宛

〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失したため確認を申請します。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額(最終)：□□□, □□□, □□□. 円

工 事 成 績 確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省中部地方整備局

企画部 技術管理課長

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額(最終)：□□□, □□□, □□□. 円

【平成 24 年9月 26 日修正箇所】

入札説明書 P. 40

別添資料3-1の以下を修正します。

- ・鳥澄立坑仮設昇降設備 削除
- ・防音ハウス撤去工 削除
- ・換気シャフト工 所用日数のうち、供用日数

入札説明書 P. 41

別表-2を以下のとおり修正します。(赤字箇所)

細別	規格	単位	数量		摘要
			当初	変更	
レール	30kg/m	m	6,300		損料
枕木	H-200×200,H-300×300	t	623.9		全損
N分岐	RG762 30kg/mレール 等三線	台	2		損料
トラバーサ	RG762 30kg/mレール 等三線	基	1		損料
連続ベルトコンベア(坑内)	幅750mm	m	2,920		損料
垂直ベルトコンベア(立坑)	揚程26m 幅1050mm	式	1		損料
水平ベルトコンベア(坑外)	幅1050mm L=80m	式	1		損料
仮設階段	H=2.0m 殿山22m,大高28m,鳥澄26m	m	76		賃料
天井クレーン	15t吊 スパン23.2m	基	1		損料
天井クレーン	17t吊 スパン23.2m	基	1		損料
レール	22kg/m	t	3.3		損料
枕木	H-588*300*12*20	t	22.9		全損
防音パネル		m ²	5,119		全損
鉄骨	鉄骨・基礎梁・プレス等	t	309.6		全損
鋼材	立坑内基礎	t	12.0		全損
鋼材	殿山立坑	t	37.8		全損
鋼材	大高立坑	t	23.6		全損
作業床	縞鋼板 t=3.2mm	m ²	236		全損
鋼矢板	Ⅲ型 L=13.0m,13.5m	枚	288		全損
切梁・腹起し		t	39.8		全損
坑内照明	蛍光灯 40w	個	1,168		損料
坑内給水管	φ 50mm 2条	m	2920		損料
坑内配水管	φ 80mm 1条	m	2920		損料

電気容量

トラバーサ: 4.4kW

17t天井クレーン: 巻上げ68.4kW+横行1.92kW+走行3.0kW

15t天井クレーン: 巻上げ48kW+横行1.2kW+走行3.0kW

垂直ベルトコンベア: 30kW+30kW

連続ベルトコンベア: メイン200kW+中間200kW+テークアップ³37kW

水平ベルトコンベア: No1水平37kW+No2水平22kW

主要能力

連続ベルトコンベア: 搬送量281m³/h、搬送速度165m/min

垂直ベルトコンベア: 搬送量283.2m³/h、搬送速度100m/min

水平ベルトコンベア: 搬送量332m³/h、搬送速度85m/min

本工事において必要となる受電設備、仮設電線は当工事により設置撤去を行う。また、先行する工事の設備が引き継げる場合は、別途監督職員との協議により引き継ぐものとする。

【平成 24 年 10 月 15 日修正箇所】

入札説明書 P. 89～92

別記様式12の以下を修正します。

- ・掘削揚土・圧入沈下の単価表の圧入沈下装置賃料の規格欄 3000KN 級 → 6000KN 級